

# 平成 29 年度 箱崎中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめは卑怯者のすることであることを全校生徒で確認します。
- (2) いじめのない学校生活を送るために生徒はそれぞれの絆を深めます。
- (3) 生徒は互いの個性を認め合い、尊重します。
- (4) 生徒は自分の言動に責任をもち、将来の夢を豊かに語ります。
- (5) 生徒はいじめを許さない強い心を互いに育てあいます。

箱 崎 中 学 校 い じ め ゼ ロ 宣 言

・箱中 Family 一丸となって、悩んでいる人に手を差し伸べます。
------------------------------------

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### (1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、生徒自らが「絆づくり」をするために、教職員が様々な教育活動の場面で「場づくり」を行う。
- 生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「いじめに特化したアンケート」または「教育相談アンケート」等を月に1回以上実施し、学期に1回（年間3回程度）「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。
- Q-Uを1、2年生は年2回、3年生は年1回実施し、結果を分析した上で、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

### (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、

校区内の諸会議や学校サポーター会議，学校警察連絡協議会等を活用する。

### 3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備，被害生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため，「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

### 4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

### 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。